

令和5年第9回美郷町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和5年11月30日（木曜日）午前10時35分開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議長の諸般の報告

- 1) 常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長を選任について
- 2) 例月出納検査の報告（令和5年9月分、10月分）
- 3) 定期監査の報告
- 4) 公の施設の指定管理者監査の報告
- 5) 総務産業常任委員会の所管事務調査報告
- 6) 教育民生常任委員会の所管事務調査報告
- 7) 令和5年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会の概要報告
- 8) 令和5年第2回大仙美郷介護福祉組合議会定例会の概要報告

第 4 町長の招集挨拶

議案上程・審議（説明～質疑～討論～表決）

第 5 承認第 4号 専決処分事項の承認を求めることについて

第 6 議案第64号 美郷町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部改正について

第 7 議案第65号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

第 8 議案第66号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について

第 9 議案第67号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

第10 議案第68号 令和5年度美郷町一般会計補正予算第9号

第11 議案第69号 令和5年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第2号

第12 議案第70号 令和5年度美郷町尿業集落排水事業特別会計補正予算第3号

第13 議案第71号 令和5年度美郷町水道事業会計補正予算第3号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	熊谷隆一君	2番	村田薫君
3番	鈴木正洋君	4番	藤原政春君
5番	高山茂雄君	6番	高橋邦武君
7番	深澤均君	8番	伊藤福章君
9番	高橋正和君	10番	泉美和子君
11番	深沢義一君	12番	熊谷良夫君
13番	澁谷俊二君	14番	長谷川幸子君
15番	鈴木良勝君	16番	森元淑雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	本間和彦君
総務課長	高橋穰君	企画財政課長	武田浩之君
税務課長	小田長光仁君	住民生活課長	木村英彰君
福祉保健課長	高橋勉君	農政課長	中田裕克君
商工観光交流課長	今野武俊君	建設課長	高橋博和君
会計管理者兼 出納室長	飛澤史子君	農業委員会 事務局長	佐々木龍悦君
教育長	栗林守君	教育推進監	青谷千里君
教育推進課長	佐々木寿人君	生涯学習課長	大澤修君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	深澤文仁	庶務班長 兼議事班長	澁谷正樹
事務補助員	佐々木楓		

◎開会及び開議の宣告

○議長（森元淑雄君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第9回美郷町議会臨時会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

(午前10時35分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（森元淑雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番鈴木正洋君、4番藤原政春君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（森元淑雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（森元淑雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1として、10月2日に開催された常任委員会及び議会運営委員会において、正副委員長が選任されましたので、ご報告いたします。総務産業常任委員会委員長に深沢義一君、同副委員長に藤原政春君、教育民生常任委員会委員長に熊谷隆一君、同副委員長に澁谷俊二君、議会広報常任委員会委員長に長谷川幸子君、同副委員長に鈴木正洋君、議会運営委員会委員長に高橋邦武君、同副委員長に泉美和子君がそれぞれ選任されました。

2として、町の監査委員より例月現金出納検査（令和5年9月分、10月分）の結果報告があり

ました。

3として、町の監査委員より定期監査の結果報告がありました。

4として、町の監査委員より公の施設の指定管理者監査の結果報告がありました。

5として、総務産業常任委員会委員長より所管事務調査の報告がありました。

6として、教育民生常任委員会委員長より所管事務調査の報告がありました。

7として、大曲仙北広域市町村圏組合議会出席議員より令和5年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会の概要報告がありました。

8として、大仙美郷介護福祉組合議会出席議員より令和5年第2回大仙美郷介護福祉組合議会定例会の概要報告がありました。

その写しを皆様のお手元に配付しております。それをもって報告に代えさせていただきます。

◎町長の招集挨拶

○議長（森元淑雄君） 日程第4、町長の招集挨拶を行います。

本臨時会の招集に当たって、町長より招集挨拶の申出がありましたので、これを許します。

町長松田知己君、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） おはようございます。

令和5年第9回美郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席をいただきお礼申し上げます。

開会に当たり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要等を申し上げ、招集の挨拶といたします。

はじめに、熊の作業小屋への侵入について報告いたします。

10月4日午前7時20分頃、千畑なかよし園から、親熊と小熊2頭の計3頭が園庭付近にいるとの通報があり、公用車で追跡したところ、付近の作業小屋へ侵入したため、防災無線等で注意喚起を行いました。町、県、警察、美郷町鳥獣被害対策実施隊で、同日午後3時30分より有害鳥獣捕獲のための追い出し作業を実施しましたが、午後5時に日没のため捕獲を断念、箱わな2基を設置し、警察車両による監視を継続しました。10月5日午前5時30分、箱わな2基に3頭全ての熊が入っていたため、有害鳥獣として捕獲した熊は駆除するという県の方針及び一度人里に下りた熊は再び里へ下りて住民の安全を脅かす可能性が高いことなどを踏まえ、住民の命と安全を守るという観点から、午前10時40分に熊3頭を駆除し、町有地に埋却処分いたしました。これに係

るご意見等はメール、電話、手紙合わせて1,400件を超えましたが、抗議のご意見が寄せられているとの報道を受け、後半には多くの励ましのご意見を頂戴しました。

続いて、有害鳥獣駆除の状況等について報告いたします。

11月28日時点で農作物被害や目撃情報に基づき捕獲駆除したツキノワグマは77頭で、これまでで最も多かった令和元年度の17頭を大幅に上回り、熊によるものと思われる農作物等の被害は22件となっております。なお、幸いにも人身被害はございません。また、イノシシは4頭で昨年から1頭の増加、ニホンジカは10頭で昨年から5頭の増加、イノシシ及びニホンジカによるものと思われる農作物等の被害は1件となっております。今後も、有害鳥獣の被害防止のため適切な対策を講じてまいります。

次に、提出いたしました議案の概要について説明いたします。

承認第4号は、有害鳥獣駆除にかかる費用の増額に伴う歳入歳出予算の補正について専決処分した「令和5年度美郷町一般会計補正予算第8号」について報告し、承認を求めるものです。

議案第64号「美郷町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部改正について」、議案第65号「美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」、議案第66号「美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について」ですが、議会議員、町長、副町長及び教育長の期末手当に関する規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第67号「美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」ですが、一般職の職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当等に関する規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第68号「令和5年度美郷町一般会計補正予算第9号」についてですが、国の物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を活用した物価高騰対策として、エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金事業及び生活応援券事業に要する経費の増額、水稻生産資材高騰対策支援事業補助金の追加、給与改定による人件費の調整等に伴う歳入歳出予算の補正について、お諮りするものです。

議案第69号「令和5年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第2号」及び議案第70号「令和5年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号」についてですが、給与改定による人件費の調整に伴う歳入歳出予算の補正について、お諮りするものです。

議案第71号「令和5年度美郷町水道事業会計補正予算第3号」についてですが、給与改定による人件費の調整に伴う収入、支出、予算の補正について、お諮りするものです。

以上、提出議案の概要につきまして説明いたしました。

なお、提出議案の詳細につきましては担当課長に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、招集の挨拶といたします。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄君） 日程第5、承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（武田浩之君） 承認第4号についてご説明します。

2ページ、専決処分書をご覧ください。

令和5年度美郷町一般会計補正予算第8号について、鳥獣被害対策実施隊の出動回数の増加に伴い予算の不足が見込まれたため、緊急に補正予算が必要となり、令和5年10月20日付で専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めるものです。

補正の内容ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ145万円を追加するものです。

はじめに、歳入についてご説明します。

8、9ページをお願いします。

10款1項1目地方交付税ですが、補正財源として充当するものです。

歳入の説明は以上でございます。

引き続き、歳出についてご説明します。

10、11ページをお願いします。

6款1項3目農業振興費8節の費用弁償ですが、鳥獣被害対策実施隊の出動回数を延べ500人分と見込んでおります。

承認第4号の説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。1番、熊谷隆一君。

○1番（熊谷隆一君） この案件につきましては熊対策ということですが、予算とは直接関係ない質疑になろうかと思えますけれども、外を見ますと雪が積もり出しております。この後の熊の出没等については、どのような状況であるのかということについてお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 1番、熊谷議員、予算とあまりかけ離れないようにお願いします。

それでは、答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（中田裕克君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の専決処分の時期につきましては10月20日でしたが、その時点では非常に熊の出没が多い時期でございました。今日、11月30日の段階としましては、現在のところ11月16日以降

につきましては捕獲状況はございませんので、この後落ち着いてくるかとは思っておりますが、
県外の目撃情報等もまだございますので、その点は今後もしっかり対策を取っていかなければな
らないなと思っております。

説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 討論なしと認めます。

承認第4号について、これより採決いたします。

お諮りします。承認第4号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、承認第4号 専決処分事項の承認を求める
ことについては原案のとおり承認することに決しました。

◎議案第64号から議案第66号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄君） 日程第6、議案第64号 美郷町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条
例の一部改正について、日程第7、議案第65号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する
条例の一部改正について及び日程第8、議案第66号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時
間等に関する条例の一部改正についての以上3件は関連がありますので、会議規則第37条の規定
により一括議題として上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認め、一括議題として上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 稔君） 議案第64号についてご説明します。

提案理由ですが、令和5年度の秋田県人事委員会の勧告による県の対応や県内他市町村の動向
を踏まえ、美郷町議会議員の期末手当の12月期の支給割合を改定するとともに、令和6年度以降
の6月期、12月期の支給割合を平準化するものです。

改正条文は14ページ、新旧対照表は議案資料集の2ページですが、議案資料集1ページの関連

資料にてご説明させていただきます。

現行の12月期の期末手当の支給割合1.55か月を0.15か月引き上げ1.7か月とし、年間の支給割合を3.25か月とするものです。令和6年度以降につきましては、6月期及び12月期の支給割合を平準化するため、それぞれ1.625か月とするものです。

議案14ページの改正条文をお願いいたします。

今年度12月期の改正を第1条で行い、附則にて公布の日から施行。令和6年度以降の改正を第2条で行い、附則にて令和6年4月1日から施行するものです。

議案第64号の説明は以上です。

次に議案集15ページ、議案第65号についてご説明します。

美郷町町長及び副町長の期末手当の支給割合を改定するものです。

提案理由及び改正内容は、議案第64号と同様でございます。

説明は以上です。

次に17ページ、議案第66号についてご説明します。

美郷町教育委員会教育長の期末手当の支給割合を改定するものです。

提案理由及び改正内容は、議案第64号と同様です。

説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。なお、個別の議案に対する質疑の場合は議案番号を述べてからお願いします。それでは、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております案件中、議案第64号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 討論なしと認めます。

議案第64号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第64号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第64号 美郷町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部改正については原案のとおり決しました。

ただいま議題となっております案件中、議案第65号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 討論なしと認めます。

議案第65号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第65号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第65号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正については原案のとおり決しました。

ただいま議題となっております案件中、議案第66号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 討論なしと認めます。

議案第66号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第66号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第66号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長(森元淑雄君) 日程第9、議案第67号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(高橋 穰君) 議案第67号についてご説明します。

提案理由ですが、職員給与、期末手当、勤勉手当について、令和5年度の秋田県人事委員会の勧告に準じて改定をしたく、提案するものです。

改正条文は20ページから、新旧対照表は議案資料集の6、7ページですが、議案資料集5ページの関連資料にてご説明させていただきます。

秋田県人事委員会の勧告の内容ですが、月例給は、公民較差を解消するため若年層に重点を置いて給料表の水準を引き上げるとともに、期末手当、勤勉手当は県内民間の支給割合に合わせ、

0.15か月、再任用職員については0.1か月引き上げるものです。

下の枠内の改正の内容ですが、1の①の給料表の改正は令和5年4月1日に遡り、給料表の水準を引き上げるものです。改正後の給料表は、議案20ページ以降の別表にて掲載しておりますが、給料月額の上昇率は0.09%から10.7%で、若年層の上昇率が高くなっております。

議案改正条文附則にて、この改正は令和5年4月1日から施行するものです。

次に②、期末手当、勤勉手当の改正ですが、12月期の支給割合を0.15か月引き上げ、年間支給割合を4.45か月とするものです。支給割合の内訳を県に合わせるため、期末手当はマイナス0.05か月、勤勉手当はプラス0.2か月、合計でプラス0.15か月とするものです。また、再任用職員については、12月期の支給割合を0.1か月引き上げ、年間支給割合を2.35か月とするものです。内訳として、期末手当はプラス0.025か月、勤勉手当はプラス0.075か月、合計でプラス0.1か月とするものです。

議案改正条文附則にて、この改正は公布の日から施行するものです。

また、③で令和6年度以降の6月期及び12月期のそれぞれの手当が均等となるよう、期末手当を1.2か月、勤勉手当を1.025か月、再任用職員については、期末手当を0.6875か月、勤勉手当を0.4875か月とするものです。

議案改正条文附則にて、この改正は令和6年4月1日から施行するものです。

説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 討論なしと認めます。

議案第67号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第67号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第68号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄君） 日程第10、議案第68号 令和5年度美郷町一般会計補正予算第9号を上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長（武田浩之君） 議案第68号についてご説明します。

今回の補正内容ですが、歳入歳出予算の総額に2億5,669万6,000円を追加する件、債務負担行為の補正1件でございます。

はじめに、32ページの第2表、債務負担行為補正についてご説明します。

今回追加する内容ですが、農業・漁業経営フォローアップ資金融資に係る令和5年度貸付分の利子補給について、債務負担の期間と限度額を定めるものです。

次に、歳出予算から順に説明しますので、36、37ページをお願いします。

10款1項1目地方交付税ですが、今回の補正財源の一部として充当するものです。

14款2項1目1節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金ですが、政府のデフレ完全脱却のための総合経済対策に基づく重点支援地方交付金として交付されるものです。その内訳ですが、低所得世帯支援分として1億3,799万5,000円、推奨事業メニュー分として低所得世帯支援の対象とならない世帯を対象とした生活応援券事業に3,404万8,000円、水稻生産資材高騰対策支援事業に3,218万円をそれぞれ充当するものです。なお、事業の詳細につきましては歳出にてご説明します。

○農政課長（中田裕克君） 次の15款2項4目農林水産業費県補助金2節の農業経営基盤強化資金等利子助成費補助金ですが、夏の記録的な猛暑により各作目に品質の低下や減収等の影響が見られることから、農家の経営再建のために必要なフォローアップ資金について、融資機関が無利子で融資する支援制度で、その利子分を補助するものです。利子補給率は県2分の1、町4分の1、金融機関4分の1です。貸付限度額は被害減収額分となり、個人500万円、法人2,500万円までとなり、県の利子補給分を計上しております。

歳入の説明は以上です。

○総務課長（高橋 穰君） 続きまして、歳出についてご説明します。

はじめに、各款項目の1節報酬、2節給料、3節職員手当等、4節共済費、8節費用弁償の人件費について一括して説明させていただきます。

今回の人件費の補正は、議案第64号から議案第66号でご説明しました議会議員及び特別職の期末手当の支給率改定、議案第67号でご説明した職員給料表の改訂、期末手当、勤勉手当支給率改

定による増額並びに職員手当の変動等による調整が主なものです。

人件費の補正の概要につきましては、給与費明細書にてご説明しますので、50ページをご覧ください。

はじめに特別職ですが、表の一番下、3節期末手当はプラス0.15か月の改訂により、町長、副町長、教育長が35万円、議員が71万2,000円、合計で106万2,000円の増となっております。4節町長、副町長、教育長の共済費は期末手当に連動した調整で3万円の増額となっております。

次に51ページ、一般職ですが、中段のアの会計年度任用職員以外の職員、いわゆる正職員分ですが、改定等に伴い、2節給料は408万5,000円の増、職員手当は1,075万3,000円の増、4節共済費は8,000円の増、合計で1,484万6,000の増です。

職員手当の内訳は1つ下の表に記載しておりますが、支給率改定により期末手当がマイナス0.05か月の248万円の減、勤勉手当がプラス0.2か月の1,244万円の増となっております。時間外勤務手当60万4,000円の増は、給料改定に連動した調整額34万1,000円と、この後ご説明しますが、新たに追加実施する地方創生臨時交付金事業に係る分26万3,000円との合計となっております。その他扶養手当、住居手当、通勤手当、寒冷地手当、地域手当の増減は職員の支給要件変更等による調整です。

下段イの会計年度任用職員ですが、給与改定に伴い、1節報酬の1,914万2,000円の増は、短時間勤務会計年度任用職員の給料、2節給料の1,514万7,000円の増は、フルタイム会計年度任用職員の給料、職員手当が26万円の増、共済費101万2,000円の増は、改定に伴う給与等の増に連動した調整です。合計で3,556万1,000円の増となっております。

職員手当の内訳は一番下の表に記載しております。

時間外勤務手当は給与改定に連動した増額、特殊勤務手当はコロナ禍における処遇改善のため臨時的に支給していた保育士等に対する手当ですが、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことに加え、給与改定に伴い、報酬、給料、期末手当が処遇改善相当分の増額となったことから支給を停止するため、減額となるものです。期末手当は給料改定に連動した増額です。

40、41ページにお戻り願います。

3款1項1目社会福祉総務費の8節費用弁償6万4,000円は、ただいま説明した給与費明細書には記載されない科目ですが、短時間勤務会計年度任用職員の通勤手当で、職員の異動等に伴う調整です。

人件費補正の概要は以上ですので、以降、款項目の人件費の個別の説明は省略させていただきます。

それでは、人件費以外について順次ご説明しますので、38、39ページにお戻り願います。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 続きます、2款1項6目企画費ですが、エネルギー・食料品等価格高騰支援事業の実施に要する予算となります。

議案資料集にて内容をご説明しますので、議案資料集8ページをお願いいたします。

本事業は、エネルギー・食料品等価格高騰に伴う低所得世帯への経済的支援や、消費下支え等を通じた生活者支援を行うことにより、価格高騰による負担軽減を図ることを目的とするものでございます。本事業の基準日を令和5年12月1日とし、美郷町の住民基本台帳に登録されていることを要件といたします。

はじめに、低所得世帯支援につきましてご説明いたします。

扶養されている方のみの世帯を含まない令和5年度住民税非課税世帯に対し、7万円の給付金を支給するもので、世帯数を1,950世帯と見込んでおります。支給要件の確認期限を令和6年1月10日とし、予算が可決された場合、年内の支給開始を見込んでおります。

議案38、39ページ下段へ戻っていただきまして、低所得世帯支援に係る予算としまして、10節消耗品費は通知用紙等の購入費として20万円、印刷製本費は封筒印刷として30万8,000円、11節通信運搬費は郵送料で76万1,000円を計上しております。その下の手数料は給付金の振込手数料で22万6,000円です。19節扶助費はエネルギー・食料品等価格高騰支援給付金で1世帯当たり7万円、1,950世帯分を計上しております。

低所得世帯支援につきましては以上でございます。

○商工観光交流課長（今野武俊君） 続きます、エネルギー・食料品等価格高騰支援事業のうち、生活者支援分についてご説明いたします。

議案資料集の8ページをお願いいたします。

目的、対象は共通でございますが、内容につきましては1世帯当たり6,000円の生活応援券を給付するものでございます。世帯数は、低所得世帯支援の対象となった世帯を除きまして4,750世帯を見込んでおり、応援券の使用期限は令和6年2月29日までといたします。併せまして、今年度発行済みの応援券につきましても使用期限を2月29日に延長いたします。今補正予算を可決いただきました場合、1月中旬から順次各世帯へ発送される見込みとなっております。

議案の38、39ページにお戻り願います。

10節印刷製本費のうち159万1,000円につきましては、応援券や送付に必要となる窓つき封筒及びチラシの印刷費となっております。11節の通信運搬費のうち271万6,000円につきましては、応援券の送料でございます。12節の換金業務委託料2,974万1,000円は、使用された応援券の換金に

必要となる代金及び金融機関の手数料となっております。

1項の説明は以上です。

○農政課長（中田裕克君） 続きまして、42、43ページをお願いします。

6款1項3目農業振興費3節の費用弁償ですが、熊等の有害鳥獣の駆除における実施隊員の出勤に要する費用弁償で、先ほど専決処分におきましてご承認いただきましたが、県内での目撃情報や人身事故等の状況を踏まえまして、12月以降の出役も想定されることから、今後の予算に不足が見込まれるため、延べ200人分を増額するものでございます。

44、45ページをお願いします。

18節の水稻生産資材高騰対策支援事業補助金ですが、議案資料集によりご説明いたしますので、8ページ下段をお願いします。

事業の目的ですが、農業生産コストの上昇及び米の等級低下による農家所得の減少に対して支援を講じ、農家の営農継続意欲の維持・向上を図るものでございます。

対象者ですが、令和5年産主食用米を作付・出荷した農家です。対象見込み農家数は842戸で、経営耕地面積が30アール未満の自給的農家、いわゆる飯米農家は除きます。

支援額ですが、令和5年産主食用米の作付面積から自給的農家の面積基準相当分の1戸当たり30アールを除いた面積に、肥料費を除く農業資材費上昇相当額となる10アール当たり1,000円を乗じて得た額で、1,000円未満を切り捨てるものでございます。

積算等ですが、対象見込み面積は3,218ヘクタールで、3,218万円を補正するものでございます。

議案44、45ページに戻っていただきまして、次の4目担い手対策費18節の農業経営基盤強化資金等利子助成金ですが、先ほど歳入でご説明しました歳出予算で11月24日現在、農家から金融機関への相談は16件あり、資金需要額を3,000万円と見込み、県、町の利子補給分を計上しております。

○建設課長（高橋博和君） 7目農村整備費27節繰出金及び8款5項1目下水道費27節繰出金ですが、先ほど議案第67号で議決いただきました条例の一部改正に伴い、下水道事業特別会計及び集落排水特別会計それぞれへの繰出金を増額するものです。

議案第68号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。7番、深澤 均君。

○7番（深澤 均君） 45ページ、今説明がありました水稻生産資材高騰対策補助金ですけれども、この事業の処置に関しては非常に評価をしているところであります。しかしながら、ちょっと積

然としない部分が1点あります。それは対象支援額の部分でありますけれども、自給的農家の面積基準相当分を除くとあります。これは振り返って、コロナ対策、米価下落のときも同じような対応をしたところでありましたけれども、その折に農家から何で30アール除くんだという声がありました。確かにそうだなと思いつつながら今日に至っているわけでありましてけれども、この自給的農家の30アールというのは、私が思うのには、販売農家と自給的農家と区分する1つの目安として30アール未満、30アール以上というようにしていると認識しています。この除くということは、イコール、販売農家の立場からしてみれば30アール分が飯米相当分の面積だと捉えられるわけですが、実際、今30アール分の飯米を保有している農家がいるかとすれば、30俵ですよ、簡単に言うと。現実には1人もいないと思います。そこで、現実との乖離をした施策というのは非常にまずいのではないかなと私は思いますけれども、今後この点について再検討する必要があるのではないかと私は思いますけれども、その点の考え方、イコール、今後についてお尋ねをいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（中田裕克君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今議員よりお話ありましたとおり、30アール分を除くという部分が非常に大きいのではないかなというお話ございましたけれども、前回の営農継続支援事業におきましても同様のルールで制度を設定したところでございます。今回も同じような内容にはなりましたが、自給的農家、いわゆる飯米農家の部分の定義はまず30アールという定義になっておりますので、今回も自給的農家は対象にならないという部分も含めて、そちらのほうの整合性も含めながら30アール未満の、いわゆる経営耕地面積の30アール部分を除くというふうにしたところでございますので、どうかご理解をお願いいたします。

説明は以上です。

○議長（森元淑雄君） よろしいですか。深澤 均君。

○7番（深澤 均君） 私だけならいいんですけども、多数と言えいいか、私に聞いた農家も含めまして納得するのかどうかというのは非常に疑問であるかなと。町としてはこういうときに多分、ほかの他町村はこういうようにやっていますという説明をよくするんですが、前回の下落支援のときのことをちょっと調べたんですが、大仙市は面積の要件は全然つけておりません。仙北市は10アール、消費分として10アール。全国的に見ても、やはり調べてみても、面積要件を付加しているのは10アールがほとんどでありました、私を見る限りで。そういうことからすれば、やはり美郷町だけが突飛したような考えというのはいかがなものかなと思いますので、できれば

再考、再検討をしていただきたいなというように思いますけれども、それは今すぐという意味でもございません。今後でもよろしいですし、ぜひそのようにお願いしたいなと思います。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（中田裕克君） 今後の事業の参考の一つとして、ご意見として伺っておきたいと思えます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 討論なしと認めます。

議案第68号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第68号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号 令和5年度美郷町一般会計補正予算第9号は原案のとおり決しました。

◎議案第69号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄君） 日程第11、議案第69号 令和5年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第2号を上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和君） 説明いたします。

ページは55ページから67ページまでです。

先ほどの議案第67号及び議案第68号の議決に伴い、歳入歳出予算の総額からそれぞれ7万3,000円を増額するものです。増額の内訳は66、67ページの給与費明細書のとおりとなります。

議案第69号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 討論なしと認めます。

議案第69号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第69号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号 令和5年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第2号は原案のとおり決しました。

◎議案第70号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄君） 日程第12、議案第70号 令和5年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号を上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和君） 説明いたします。

ページは69ページから81ページまでです。

先ほどの議案第67号及び議案第68号の議決に伴い、歳入歳出予算の総額からそれぞれ16万3,000円を増額するものです。増額の内訳は80、81ページの給与費明細書のとおりとなります。

議案第70号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 討論なしと認めます。

議案第70号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第70号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第70号 令和5年度美郷町農業集落排

水事業特別会計補正予算第3号は原案のとおり決しました。

◎議案第71号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄君） 日程第13、議案第71号 令和5年度美郷町水道事業会計補正予算第3号を上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和君） 説明いたします。

ページは83ページから91ページまでです。

先ほど議案第67号で議決いただきました条例の一部改正に伴い、第2条収益的支出について、第1款事業費用総額を48万7,000円増額し、3億7,614万5,000円とするものです。増額の内訳は87ページの給与費明細書のとおりとなります。

議案第71号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 討論なしと認めます。

議案第71号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第71号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号 令和5年度美郷町水道事業会計補正予算第3号は原案のとおり決しました。

◎閉会の宣告

○議長（森元淑雄君） 以上で、本臨時会に上程されました議案の審議は終了いたしました。

これをもちまして、令和5年第9回美郷町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前11時26分)

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

令和5年11月30日

美郷町議会議長 森元淑雄

署名議員 鈴木正洋

署名議員 藤原政春